

# 大学・短大設置基準改正案への意見

2017年12月28日

東京私大教連（東京地区私立大学教職員組合連合）

中央執行委員会

以下の理由により、「専門職学科」の制度新設等を目的とした今回の大学設置基準・短期大学設置基準の改正案に強く反対し、撤回を求める。

**【理由①】** 既存の大学等に「専門職学科」の設置を認めることは、改正学校教育法が規定する大学・短期大学・専門職大学の基本的な制度的枠組みを破壊するものである。このような大幅な制度変更には学校教育法の改正が必要であり、それをなさずに設置基準の変更をもってこれを行うことは、法治主義の後退である。

今回の大学・短大設置基準改正案は、2017年5月24日に可決・成立した改正学校教育法にもとづき、2019年4月より開設される予定である専門職大学及び専門職短期大学（以下「専門職大学等」）を、既存の大学及び短期大学（以下「大学等」）において学科単位で開設することを可能とすることを目的としたものである。11月29日付のパブリックコメント募集に添付された「大学設置基準・短期大学設置基準の改正素案について」は、「専門職大学等の趣旨」を既存の大学等の中にも「活かし」云々と記されているが、そもそも目的が異なる学校種である既存の大学等に、専門職大学等の「趣旨を活かす」ことはできないと考えるべきである。

専門職大学は、改正学校教育法第83条の2に「深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的」としているのに対し、大学は「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的」（第83条第1項）としている。また短期大学は、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的」（第108条第1項）としており、それぞれ目的を異にする別種の高等教育機関である。目的が異なるがゆえに、専門職大学は、設置基準においても、教育課程の編成（産業界・地域と連携した教育課程連携協議会の設置等）、卒業要件（4年制で40単位以上の実習科目の修得等）、教員組織（おおむね4割以上の実務家教員の配置、みなし専任教員制度等）が大きく異なり、校地や施設・設備についても大学や短期大学以下の水準を許容する「弾力的な取扱い」が可能とされている。また、卒業した者に授与される学位は「学士（専門職）」「短期大学士（専門職）」とされ、大学、短期大学の卒業者に授与される「学士」「短期大学士」とは別の名称とされた。

大学、短期大学における「学科」を「専門職学科」として設置することを可能とする今回の改正案は、各々目的を異にした学校種として、大学・短期大学・専門職大学を峻別した改正学校教育法の制度設計を曖昧なものとし、現行の大学制度の基本的な枠組みを破壊するものである。例えば「学術の中心として、広く知識を授ける」大学の一部に、「実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的」とした専門職学科が組み込まれ、同一の学部であるにもか

かわらず、学科ごとに授与される学位が異なる「大学」が誕生することになる。改正案は、「専門職学科のみで組織する学部は、専門職学部とする」としているが、「学士」を付与する大学が、学部によっては「学士（専門職）」を付与することになる。

学校教育法等の法的な根拠がないままに、省令（設置基準）の変更によって、専門職大学と大学・短期大学との混在を許してしまうことになる。このような大学制度の根幹を揺るがす大学・短大設置基準改正案には、断固反対である。

**【理由②】「専門職学科」「専門職学部」をおく大学に設置される教育課程連携協議会は、大学の教育・研究の自立性・自律性を大きく損ない、日本の高等教育の劣化を招くものである。**

改正案は、「専門職学科」の教育課程の編成について、専門職大学と同様に「産業界及び地域社会との連携により、専門職学科の教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする」としている。教育課程連携協議会は、「当該専門職学科に係る職業に就いている者」や「地方公共団体の職員」、「地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者」等によって構成されるものとされ、「①専門職学科の教育課程の編成に関する基本的な事項」、「②専門職学科の教育課程の実施に関する基本的な事項、実施状況の評価に関する事項」について、「審議し、学長等に意見を述べるものとする」と定められている。

教育課程の編成は、2014年に改正された学校教育法第93条第2項第3号が「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」に該当する教授会の基本的な審議事項である。このことは、2014年8月26日付の同法の施行通知にも明確に述べられている。しかし、「専門職学科」を置く大学においては、教育課程の編成について学長に対して「意見を述べる」機関として教育課程連携協議会の設置が義務付けられるため、学生に対して何をどう教育するかについて学外者の意向が大きく反映されることになる。教育課程連携協議会の審議は、教育課程の「編成」のみならず、その「実施」や「実施状況の評価」にも及ぶため、教育活動の全般にわたって大学の自立性・自律性が大きく狭められることになる。このことは、大学外の諸権力の支配・干渉を排除し、「学問の自由」に基づく大学の自治の下で真理を探究し、教育を行い、それを通じて人類・社会に貢献するという、世界共通の大学理念から大きく逸脱し、日本の大学制度そのものの国際通用性を損うことになりかねない。

こうした仕組みが一部の「学科」に持ち込まれることで、大学全体における教育・研究の自立性・自律性が大きく損なわれる結果となることは火を見るよりも明らかである。まさしく「部分が全体を侵食する」構図がここには存在している。2014年の学校教育法改正による教授会権限の縮小と学長への権限集中が図られている現在、専門職大学等を改正学校教育法第83条の2にもとづく学校種に限定させず、既存の大学等にも拡大させようとする今回の大学・短大設置基準改正案は、日本の高等教育全体の劣化につながるものであり、私たちはその撤回を強く求める。

以上